

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 水協法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-8 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ-4-8-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-4-8-4-3 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p><u>（１）一般的な留意事項</u></p> <p>自己資本比率規制の第３の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第１の柱（最低所要自己資本比率）及び第２の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成 19 年 3 月 23 日金融庁・農林水産省告示第 5 号）の趣旨に従って適切に実施される必要がある。また、組合は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更する可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで組合の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p>	<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-4 水協法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-4-8 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ-4-8-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-4-8-4-3 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>自己資本比率規制の第３の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第１の柱（最低所要自己資本比率）及び第２の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としており、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成 19 年 3 月 23 日金融庁・農林水産省告示第 5 号）に従って、<u>以下の事項に留意し、適切に実施される必要がある。</u>また、組合は、開示の対象となる情報の重要性に照らしつつ、利用者にとって有益な情報開示のあり方を検討する必要がある。情報開示の省略等が当該情報の利用者による経済的な意思決定を変更する可能性のある情報については、その適切な開示に特に留意するものとする。</p> <p>ただし、財産的価値を有する情報及び守秘義務に係る情報については、これらの情報を公開することで組合の地位に大きな損害を与えるおそれがある場合には、当該項目に関するより一般的な情報とともに、その特定の情報項目が開示されなかった事実及びその理由を開示することで差し支えないものとする。</p>

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>(2) 定性的な開示事項</p> <p>① 「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. 「<u>自己資本比率告示第11条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因</u>」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B I S 告示第11条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、持分法適用、比例連結等） ・ 連結の範囲及び方法の違いが生じた原因 <p>ロ. (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 「水産業協同組合法施行令第10条第5項第3号に規定する出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢 	<p>(注) <u>Ⅲ-4-8-4-3は、主に組合が単体の自己資本比率を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、組合が連結の自己資本比率を算出する場合は、適宜読み替えて適用するものとする。</u></p> <p>(1) 定性的な開示事項</p> <p>① 「連結の範囲に関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. 「<u>連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（会計連結範囲）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因</u>」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B I S 告示第11条の規定に従った場合と連結財務諸表規則に基づく場合の連結の範囲及び方法の違い（例えば、連結、持分法適用、比例連結等） ・ 連結の範囲及び方法の違いが生じた原因 <p>ロ. (略)</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>⑧ 「水産業協同組合法施行令第10条第5項第3号に規定する出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<ul style="list-style-type: none"> ・ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針 ・ 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針。<u>また、</u>会計方針を変更した場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3に準じた事項。 <p>⑨ (略)</p> <p><u>(3) 定量的な開示事項</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項」の「<u>貸借対照表計上額、時価</u>」について、上場証券の株価と公正価値が大きく乖離している場合、対比を開示しているか。</p> <p>⑥ (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針 ・ 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針 <u>(会計方針を変更した場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3に準じた事項を含む。)</u> <p>⑨ (略)</p> <p><u>(2) 定量的な開示事項</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項」の「<u>貸借対照表計上額及び時価</u>」について、上場証券の株価と公正価値が大きく乖離している場合、対比を開示しているか。</p> <p>⑥ (略)</p>